

はーとふるメッセ

品質保証規定



第4版

第1版制定日	2009年 9月 11日
第4版改訂日	2011年 6月 10日

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター
〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 2-9-3 ☎043(202)5367

はーとふるメッセ 品質保証規定

制定・改訂履歴

項目	年/月/日	記 事	承認	照査	作成
第1版 制定	2009/09/11	・新規作成・制定	加藤	桜井	有村
第2版	2010/05/06	・「5-1.はーとふるメッセ基本理念」を明文化した。 ・4-4.(4):付則4「5S実施要領」を追加した。	加藤	桜井	有村
第3版	2010/07/01	・目的及び適用範囲に「請負作業」の作業品質を追加した。 それに伴い、各条項に請負作業に関する記述を追加した。 ・品質方針2.の対象に請負作業プロセスを加えた。	加藤	桜井	有村
第4版	2011/06/10	・用語の変更、「授産品」→「商品」、「施設」→「施設・事業所」 ・4-4-(5):付則5「店舗運営基準」を追加した。	加藤	桜井	緒方

目 次

制定・改訂履歴	1
目 次	2
1. 目 的	3
2. 適用範囲	3
3. 運 用	3
4. はーとふるメッセ品質保証体系	4
4-1. 一般要求事項	
4-2. はーとふるメッセ品質保証規定	
4-3. 品質保証体系の定期見直し	
4-4. 文書管理	
4-5. 記録の管理	
5. 理事長の責任	5
5-1. はーとふるメッセの基本理念	
5-2. 理事長の関与	
5-3. お客様重視	
5-4. 品質方針	
5-5. 情報共有・協議	
6. 商品の品質及び製造・販売のプロセス管理	6
6-1. 品質計画	
6-2. 商品に対する要求事項の明確化と再確認	
6-3. お客様とのコミュニケーション	
6-4. 商品開発への関与と再確認	
6-5. 販売受託のプロセス	
6-6. 識別及びトレーサビリティ(履歴管理)	
7. 検査及び改善	9
7-1. 施設・事業所による検査	
7-2. 不適合品の管理	
7-3. 是正処置	
7-4. 予防処置	
7-5. 品質審査	
付表 はーとふるメッセ品質保証体系の概要	11
付1. 品質プロセス確認書	12
付2. 工程管理表(見本)	13
付3. 不適合報告書	14

はーとふるメッセ品質保証規定

1. 目的

はーとふるメッセ品質保証規定(以下、本規定といいます)は、特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター(以下、振興センターといいます)が、障害者就労施設・事業所の授産活動を支援するにあたり、

- (1)障害者就労施設・事業所で製造・加工・仕入れた商品の販売の支援に際し、対象となる商品が、お客様の要求を満たす能力をつけていくこと、
- (2)障害者就労施設・事業所が役務の委託を受けた作業(以下、請負作業といいます)に対し、委託者の期待する作業品質の維持・向上を図ること、(第3版: 2010/07/01 改訂で追加)を旨とし、本規定に定める品質保証体系の継続的改善により、商品及び請負作業への品質文化の定着によるお客様満足の向上を図ることを目的とします。

2. 適用範囲

- (1)直営店舗(はーとふるメッセ美浜・千葉寺)で取り扱う、商品の品質及び製造・販売のプロセス。
- (2)合同販売会等、振興センターが管理する施設・事業所以外で取り扱う商品の品質及び製造・販売のプロセス。
- (3)振興センターが運営するインターネット・ショッピングサイト(はーとふるメッセ.COM)及び、振興センターが支援するインターネットでの販売活動で取り扱う、商品の品質及び製造・販売のプロセス。
- (4)「はーとふるメッセ」とのみ表記した場合は、上記の(1)～(3)のすべてを対象とします。
- (5)振興センターが斡旋する、または受注に関わる請負作業の作業品質及び提供するサービスのプロセス。(第3版: 2010/07/01 改訂で追加)

3. 運用

- (1)適用範囲に示された商品の供給者は、本規定に定められた事項に基づき、商品の品質及び製造・販売のプロセスの維持・向上に努めます。

また、振興センターは一定の間隔で実施状況の品質審査を実施します。

- (2)本規定は、振興センターの品質活動に係わる協議に基づき起案し、管理責任者(センター長)が照査したものを、理事長が承認することにより発効します。制定・改訂の履歴は記録します。
- (3)用語の定義:本規定で用いる用語の意味を次に示します。

用 語	意 味
<small>しょうがいしやしゅうろう しせつ</small> 障害者就労施設・事業所	(1)障害者自立支援法に定める障害者支援施設・事業所、地域活動支援センター又は生活介護、就労移行支援又は就労継続支援等の障害福祉サービス事業を行う施設・事業所。 (2)障害者の地域における作業活動の場として機能している小規模作業所等の施設・事業所。 (3)特例子会社等重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所。 (4)本規定では、はーとふるメッセに商品を販売委託している施設・事業所及び振興センターが斡旋する、または受注に関わる請負作業の委

はーとふるメッセ品質保証規定

	<p>託施設・事業所を対象とします。</p>
<p>しょうひん 商品</p>	<p>販売する目的のため、障害者就労施設・事業所で製造・加工・仕入れて納品された委託販売品。従来「授産品」といわれてきたもの。</p>
<p>ひんしつぶん か 品質文化</p>	<p>関係者一人ひとりが、お客様の満足を向上させる品質を提供し続ける行動を習慣化し、普通にできるようになっている組織の風土。</p>
<p>けいぞくてきかいぜん 継続的改善</p>	<p>お客様満足を満たす能力を高めるために、繰り返しPDCAサイクルを回していく活動。</p> <p>・PDCAの意味</p> <p>Plan (プラン) 【計画】:計画やルールを決めます。</p> <p>Do (ドゥ) 【実行】:計画を実行します。</p> <p>Check (チェック) 【評価】:実行した結果を確認します。</p> <p>Act (アクト) 【改善】:実行結果により判明した欠点を改善します。</p> <div data-bbox="587 936 1082 1240" data-label="Diagram"> <pre> graph TD Plan(Plan 計画) --> Do(Do 実施) Do --> Check(Check 評価) Check --> Act(Act 改善) Act --> Plan </pre> </div>
<p>きやくさま お客様</p>	<p>顧客。障害者就労施設・事業所にとって顧客は、障害者福祉サービスの提供対象である利用者と、工賃確保の手段としての収益事業による成果物(商品)の購買者である一般消費者及び販売先法人の2つがあります。</p> <p>本規定では、後者を意味し取り扱います。また、請負作業においては委託者たる行政・企業・その他団体を意味します。</p>
<p>しん さ 審査</p>	<p>商品の品質及び製造・販売のプロセスが、はーとふるメッセ品質保証体系に適合しているかどうかを監査すること。また、要求事項が適切に実行されているかを判定する活動。本規定では監査と同じ意味で使います。</p>
<p>かん り せきにんしゃ 管理責任者</p>	<p>はーとふるメッセ品質保証体系の運営管理、監視、評価、調整を行うために理事長に任命され、権限を与えられた者。振興センターでは、センター長がその任に当たります。</p>
<p>ふ てきごう 不適合</p>	<p>本規定及び本規定の付則等に定めた要求事項を満たしていないこと。品質保証体系の不適合、製造・販売のプロセスの不適合、商品品質の不適合があります。</p>
<p>かん よ 関与</p>	<p>品質保証体系の計画・実施・改善に深く関わること。コミットメント。</p>

はーとふるメッセ 品質保証規定

<p>さいかくにん 再確認</p>	<p>定めた目標を達成するために対象の適切性、妥当性、及び有効性を判定する活動。レビュー。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切性:ぴったりと当てはまり、ふさわしい性質・傾向を持っていること。 ・妥当性:目的としたことや、その用途に対してふさわしいこと。 ・有効性:計画したことが達成された程度。
<p>びーえるほけん PL保険</p>	<p>生産物賠償責任保険。施設・事業所等で製造・販売した製品や、行なった仕事が原因で他人の生命や身体を害するような人身事故あるいは他人の物を壊したといった物損事故が発生し、損害賠償や訴訟費用支払等の法的責任(製造物責任)を負うことによって被る損害を対象とした保険。</p> <p>本規定は、製造物責任を確実に予防できる体系の確立を目的とするので、「製造物責任」については、別に定める「はーとふるメッセ リスク管理規定」で取り扱います。</p>
<p>ぜせいしよち 是正処置</p>	<p>検出された不適合またはその他の望ましくない状態の原因を除去するための処置。再発防止を確実にするための処置を含まなければなりません。</p>
<p>うけおいさぎょう 請負作業</p>	<p>本規定において「請負作業」とは、障害者就労施設・事業所が役務の委託を受けた作業に対し、委託者の期待する作業品質を実現するために提供するサービスのことであり、民法や労働者派遣法等に定められた「請負」に対する法的定義を意味するものではありません。</p> <p>本規定で「製造・販売」といった場合、商品の製造・販売とともに請負作業におけるサービス提供も含みます。</p>

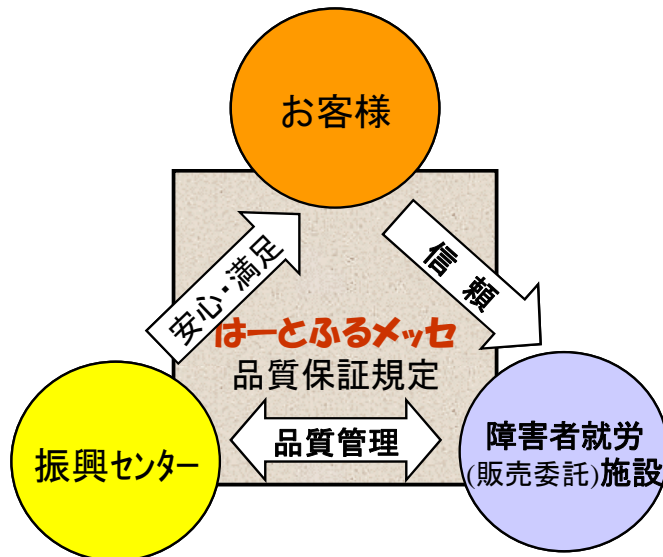
(4)配布・回収

- ①本規定の最新版は、振興センターのオフィシャルホームページ上より常にダウンロードできる状態にしておきます。
- ②本規定を改定した場合、必要に応じ「2. 適用範囲」に定めた、各施設・事業所等に配布します。その際、旧版の回収は当該施設・事業所の廃棄により替えることができます。

4. はーとふるメッセ品質保証体系

4-1. 一般要求事項

振興センターは、はーとふるメッセの経営にあたり、お客様の品質に対する要求、振興センターの定款、及び関係する法規制に定められた要求事項に従い、はーとふるメッセ品質保証体系(以下、品質保証体系と表記)を確立し、それを本規定により文書化し、実施しかつ維持します。



4-2. はーとふるメッセ品質保証規定

- (1) 管理責任者は、一般要求事項に準じて本規定を作成し、理事長の承認を得て発行します。
- (2) 本規定には、次の事項を含みます。
 - ① 品質保証規定の適用範囲。
 - ② 品質保証の手順。
 - ③ 本規定により対象となる施設・事業所の責任と義務

4-3. 品質保証体系の定期見直し

- (1) 理事長は品質保証体系の実施状況及び有効性を判定するために、毎年 12 月に定期見直しを実施します。
- (2) 管理責任者は定期見直しのため、品質保証体系の実施状況を調査します。また判定結果に不適合があった場合、速やかに是正処置を実施します。

4-4. 文書管理

- (1) 振興センターは、品質保証体系が効果的に機能するように、商品の品質及び製造・販売のプロセスの維持・向上の手順を本規定、及び次の付則に定めて維持します。
 - ① 付則1. 食品衛生管理基準
 - ② 付則2. インターネット販売管理基準
 - ③ 付則3. 苦情処理要領
 - ④ 付則4. 5S実施要領(「5Sの手引き」)
 - ⑤ 付則5. 店舗運営基準

はーとふるメッセ 品質保証規定

(2)本規定及び付則(以下、管理文書と表記)は、「3. 運用-(2)」により適切性について承認を行った後に発行します。

(3)定期見直しで検出した不適合や日常の活動の中で発見された不適合に対し、是正処置を実施した場合、それを確実にするために管理文書の改定を行います。

4-5.記録の管理

品質保証体系の効果的な運用を実証し、継続的な改善のための実績の結果の記録は、「品質記録」として、必要な期間保存します。本規定では、次の品質記録の様式を末尾に添付しています。

(保存期間)

- ①(付1.) 品質プロセス確認書 :起票より4ヵ年経過後の年度末迄
- ②(付2.) 工程管理表(見本) :各施設・事業所によるトレーサビリティが必要な期間
- ③(付3.) 不適合報告書 :起票より4ヵ年経過後の年度末迄

5. 理事長の責任

5-1.はーとふるメッセの基本理念

理事長は次に掲げる「はーとふるメッセ」の基本理念に則った事業推進を図ります。

基本理念

- 1.【商品責任】 :お客様が必要としているものを責任品質で提供
- 2.【社会的責任】:働く障害者の自立を目指した製造・販売活動の支援

5-2.理事長の関与

理事長及び理事長の指示を受けた管理責任者は、次の事項に責任を持って関与し、品質保証体系の構築及び実施、またその有効性の継続的改善を図ります。

- (1)法規制要求事項及びお客様の要求事項を満たすことの重要性を振興センター内、及び施設・事業所に周知させます。
- (2)本規定が適切に運用され、かつ継続的改善が行われることを促します。また、実施の状況を定期見直し等により、年に1回以上再確認します。

5-3.お客様重視

本規定の目的は商品の品質文化の定着によるお客様満足の上昇を図ることです。よって理事長は、お客様満足の上昇を目指して、お客様のニーズと期待を本規定等管理文書に反映させ、その実現を図ります。

5-4.品質方針

「品質方針」とは、理事長によって正式に表明された、お客様の要求事項を満たすための、商品の品質及び製造・販売のプロセスに関する、振興センターの全体的な意志及び方向付けです。つまり、振興センターの目的に合致し、振興センター全体の取り組みにおいて達成しうるものです。

はーとふるメッセ 品質保証規定

- (1) 振興センターでは毎年度当初に理事長が当該年度の品質方針を表明し、本規定に定めた手順によりその実現を目指します。
- (2) 品質方針の実現に向けた実施状況については、振興センター運営会議で適宜再確認します。
- (3) 品質方針の達成状況と適切性について、品質保証体系定期見直し会議において見直します。
- (4) 管理責任者は、理事会において今年度の品質方針の達成状況及び次年度の品質方針案を提起します。
- (5) 理事会の審議で議決された後、理事長により次年度の品質方針が承認されます。
- (6) 当面(2009～2010年度)の品質方針を次の通り定めます。

品質方針

1. 商品開発に積極的に関与し、商品力強化をはかります。
2. 製造プロセス及び請負作業プロセスの点検・管理を強化します。
3. 苦情への迅速な対応によりお客様の信頼向上をはかります。

5-5. 情報共有・協議

理事長は、品質方針を実現させ、本規定に定めた品質保証体系が有効に機能するために、振興センターでは次のような手段により、効果的な情報共有を行います。

実施内容	実施者	実施時期
①振興センター運営会議	理事長	原則年4回、4月・7月・10月・1月
②品質保証体系定期見直し会議	理事長	毎年12月
③販売会議	管理責任者	原則毎月10日、休日の場合、次就業日
④振興センター週例会議	管理責任者	原則毎週月曜日
⑤品質審査会	管理責任者	商品、施設・事業所の審査、品質問題が発生した時

6. 商品の品質及び製造・販売のプロセス管理

6-1. 品質計画

- (1) 振興センター及び施設・事業所は、品質方針を実現し、お客様の要求品質を実現するため商品の品質及び製造・販売のプロセスを管理するために次の品質計画を作成し運用します。
 - ①本規定
 - ②付則の手順
 - ③(施設・事業所)品質プロセス確認書:施設・事業所が本規定等に定めた品質保証体系に対応する製造・販売のプロセスについての確認書。振興センターに提出。(付1.)
 - ④(施設・事業所)工程管理表:施設・事業所が商品を製造するための、加工日程・実績(加工日・数量・検査者印)等の記録。各施設・事業所の作業特性・内容に応じて作成し、各施設・事業所で保管。(付2.)
- (2) 品質計画には、お客様の要求品質、及び満たすべき法規制事項を明らかにし、それに対する商品・プロセスの検証、妥当性確認、検査を明確にします。

6-2.商品に対する要求事項の明確化と再確認

- (1)振興センターは、次の手段等によりお客様の要求事項を把握し明確にします。
 - ①はーとふるメッセ美浜での購買者の(苦情を含む)反応
 - ②はーとふるメッセ美浜での販売スタッフによる購買者の意識動向調査
 - ③合同販売会での購買者の意識動向調査
 - ④施設・事業所等による販売情報
 - ⑤はーとふるメッセ.COMでの購買者の意識動向調査
 - ⑥振興センターの事業に協力する(研修会の講師等)専門家の見解
 - ⑦一般流通市場での購買者の意識動向調査
- (2)明確にされた要求事項は品質計画に反映し、その実現を確実にします。
- (3)要求事項に対しては、現時点でのはーとふるメッセの販売能力、施設・事業所の品質対応力・供給力を考慮して対応するようにします。

6-3.お客様とのコミュニケーション

振興センターは、次の事項に対してお客様とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施します。

- ①商品情報
振興センターの取り扱う商品情報を、リーフレット・チラシ・ホームページ(はーとふるメッセ.COM)等により広報し、提示します。
- ②問い合わせ、受注またはその変更
はーとふるメッセ美浜及び合同販売会;販売スタッフによる店頭対応
振興センターオフィシャルホームページ;振興センターが窓口
はーとふるメッセ.COM;振興センターが窓口
- ③苦情を含むお客様からのフィードバック
7-2.～ 7-5.等の条項及び苦情処理要領に基づき、お客様からの情報を商品品質改善に活用します。

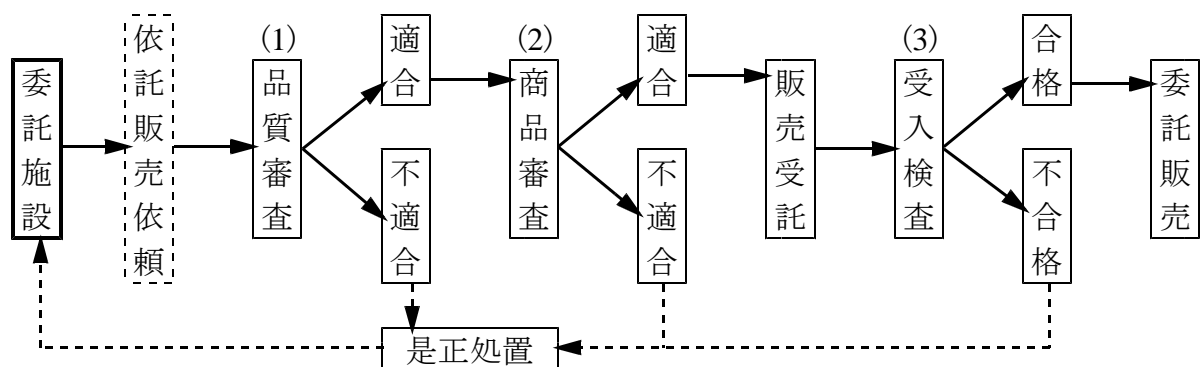
6-4.商品開発への関与と再確認

- (1)必要な場合、施設・事業所の商品開発に際し、振興センターは品質保証体系に基づき関与するようにします。
- (2)振興センターが商品開発に関与するに当たっては、次の事項を明確にします。
 - ①機能及び性能に関する要求事項。(6-2.参照)
 - ②適用される法規制上の要求事項
 - ③いままでの商品開発に関する情報
- (3)振興センターが商品開発に関与した場合、次の再確認を実施します。
 - ①商品開発の結果が要求事項を満たすかについての振興センタースタッフによる評価。
 - ②商品開発の結果の市場性について、振興センターが委託するモニター会。

6-5.販売受託のプロセス

- (1)品質審査:振興センターは、施設・事業所が品質保証体系の要求事項を明確にし、施設・事業所がこれらを満たしうる能力の保有について評価します。

- ①振興センターは新規に販売の委託要請を受けた場合、7-6.の条項に基づき品質審査を実施します。
 - ②品質審査において不適合事項があった場合、是正処置の実施を促します。
 - ③不適合事項が無かった場合、また不適合事項に対し是正処置を実施し効果が確認できた場合、販売を受託します。
- (2)商品審査:振興センターは、はーとふるメッセにおいて委託販売するに当たり、商品の要求事項への適合の可否を審査します。
- ①適合と認めた場合、販売を受託します。
 - ②適合と認められない場合、判定の根拠を明らかにし、その改善を要求します。改善により適合と認めた場合、販売を受託します。
 - ③適合と認められなかった商品に対し、施設・事業所が改善等の対策をとらなかった場合、販売を受託しない場合があります。
- (3)品質保証適合商品認定:振興センターでは、次の条件を満たした商品に対して、「はーとふるメッセ品質保証適合商品」と認定し、はーとふるメッセの商標「ふるる」の表示を許諾します。
- ①振興センターが開催する、商品力強化を目的とした研修等において対象とされた商品。
 - ②商業施設・事業所士等専門家によるモニター会において推奨された商品。
 - ③はーとふるメッセで、継続して一定の売上があり、お客様の評価が高い商品。
 - ④以上①～③のいずれかに該当し、かつ委託販売開始から6ヶ月以上、不適合等の不適切な問題が発生しなかった商品。
 - ⑤振興センターが実施した品質審査及び商品審査により、PL保険への加入の必要性を認めた場合、PL保険への加入を条件とします。
- (4)受入検査:振興センターは商品が要求事項を満たしていることを確実にするために、受入検査を実施します。受入検査は目視判定を中心に実施し、必要な場合、商品特性に応じた抜き取り検査を実施します。



- (5)振興センターが斡旋する、または受注に関わる請負作業の作業品質及び提供するサービスについては、上記(1)項を適用します。

6-6.識別及びトレーサビリティ(履歴管理)

- (1)商品は、振興センターでの受入前(施設・事業所内)、受入後を問わず製造から販売までの全段階で商品名・ロットナンバー等の適切な識別表示を行います。また工程管理表に記録を残します。

- (2)商品は、振興センターでの受入前(施設・事業所内)、受入後を問わず検査の不合格品、返品された不適合品等は適切な表示手段で確実に識別し隔離します。
- (3)商品は、ロットナンバー等により、製造年月日・加工者・検査者を特定できるようにします。

7. 検査及び改善

振興センターに販売委託した施設・事業所は、本規定に定めた目的の達成のため、商品の品質及び製造・販売のプロセスの維持、向上に努めます。それを確実にするために検査及び改善を、定められた手順に基づき実施することとします。

7-1.施設・事業所による検査

- (1)施設・事業所は、品質責任者(原則として代表者)が製品品質・請負作業品質の維持管理のため、製造・販売のプロセスが有効に機能しているかについて、プロセスの監視を実施します。適切な結果が得られていない場合には、商品の適合性保証のため是正処置をとります。
- (2)施設・事業所は、商品に対する要求事項が満たされていることを検証するために、次の各段階で商品及び作業の特性を監視します。
 - ①受入検査:材料・副資材及び外注品を受け入れる時に行う検査。
 - ②工程検査:加工開始より作業中に行う検査。
 - ③出荷検査:出荷時に行う検査。
- (3)工程検査の結果は、検証の証拠として工程管理表に記録します。これには、実施日時・対象ロット・数量・検査者の氏名を明記します。
- (4)工程検査は、全数の目視検査と必要に応じ抜取検査により実施します。
- (5)必要な検査が完了していない製品は、次工程へ進めたり出荷してはなりません。
- (6)不適合品が発見された場合は、さかのぼって全数検査を行います。

7-2.不適合品の管理

振興センターは、不適合品が誤って使用されたり、また販売されることを防ぐために、管理責任者の責任のもと、次のいずれかの方法により処置します。

- ①手直し:要求事項を満足するために手直しします。
- ②廃棄:返品または廃棄とします。

7-3.是正処置

振興センターは、不適合が発生した場合、不適合の発生原因を取り除く不適合報告書(付3.)を作成し、同じ不適合が二度と起こらないように是正処置を実施します。

- (1)管理責任者は確認した不適合(受け入れた商品、お客様の苦情による不適合品の返品、施設・事業所の製造・販売のプロセス)に対し是正処置が必要と判断した場合、原因者(施設・事業所・振興センター)に原因調査を指示し、根本原因を特定させ、是正処置の案を提出させます。
- (2)管理責任者は、是正処置案を適切であると評価した場合、不適合の原因者には是正処置を実施させます。
- (3)管理責任者は実施された是正処置の効果を確認し、有効性を評価します。効果の有効性が不十分な場合は、再度の原因調査・是正処置案提出を指示します。

(4)お客様の苦情による不適合、また内部発見した不適合に対する処置の手順を「苦情処理要領」に詳しく定めます。

7-5. 予防処置

振興センターは、将来的に発生する可能性がある不適合を未然に防止するため、その根本的な原因を除去するための予防処置を実施します。その手順は 7-3. に準じます。

7-6. 品質審査

振興センターは、品質保証体系の実施事項が満たされているか否かを明確にするために、施設・事業所に対し品質審査を実施します。

(1) 品質審査の種類

- ①取引開始時品質審査: 販売委託の依頼があった場合、また振興センターが斡旋する、請負作業を請け負う施設・事業所の製造・販売のプロセスが品質保証体系に適合しているか否かを審査。
- ②定期品質審査: 施設・事業所に対し(合同販売会のための参加施設・事業所は除外)製造・販売のプロセスが品質保証体系に適合しているか否かを2年に1回実施。
- ③不適合発生時品質審査: 重大な不適合が発生した場合、または是正処置の効果の確認のために実施。

(2) 品質審査の内容

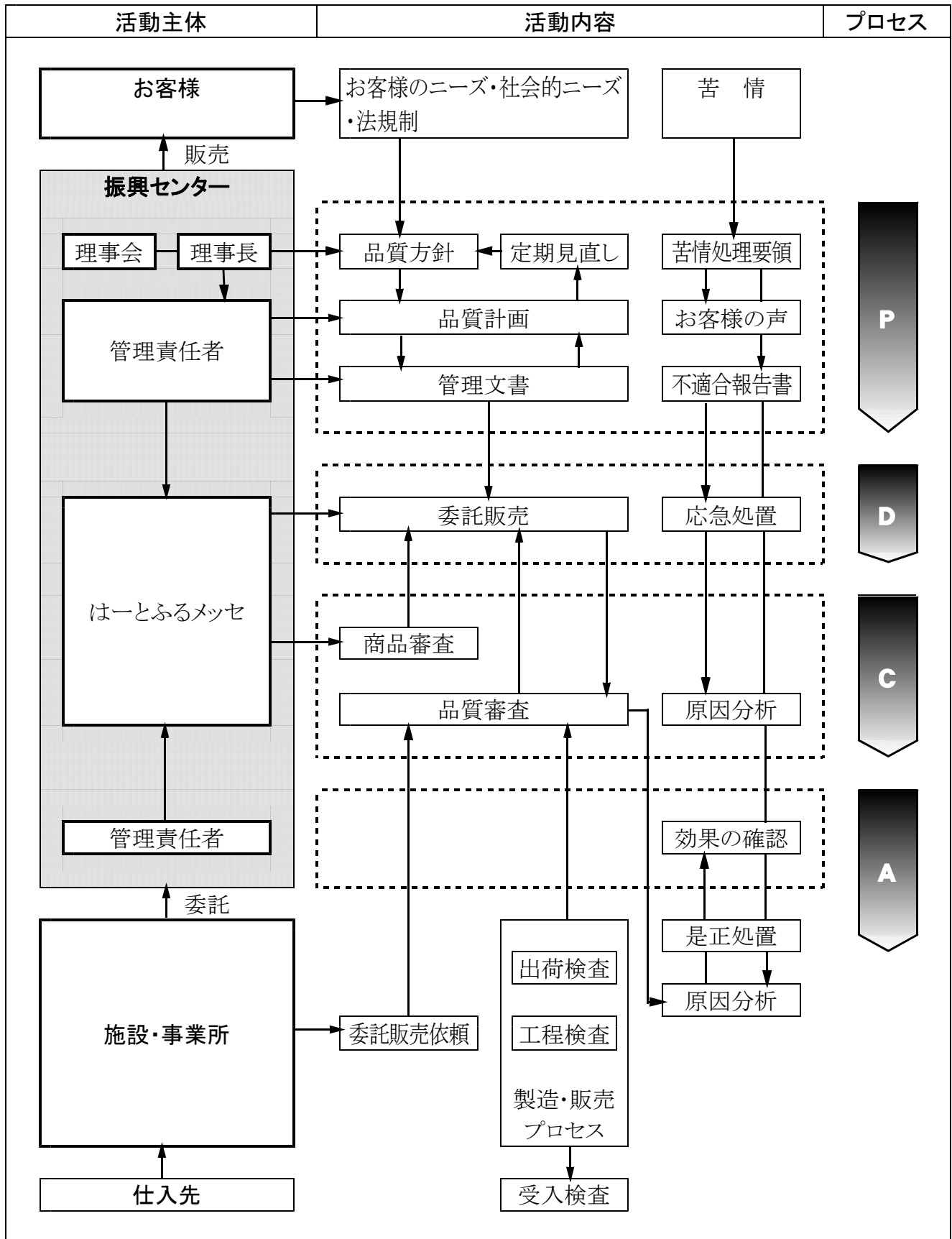
- ①商品の品質管理の適切性
 - ②品質保証体系の要求事項(本規定等管理文書)への適合性
 - ③その他作業環境、改善への意欲等々
- (3)品質審査により不適合が発見された場合は、施設・事業所の責任者は遅滞なく是正処置の計画をたて実施します。
- (4)施設・事業所が是正処置を実施した場合、振興センターは効果の確認のため、フォローアップ審査を実施します。フォローアップ審査は施設・事業所による是正処置報告書の提出に替えることができます。

本規定は、別途に次の5つの付則を発行させます。

- 付則1. 食品衛生管理基準
- 付則2. インターネット販売管理基準
- 付則3. 苦情処理要領
- 付則4. 5S実施要領(「5Sの手引き」)
- 付則5. 店舗運営基準

(付表)

はーとふるメッセ品質保証体系の概要



(付1.)

品質プロセス確認書

作成日	年 月 日
提出日	年 月 日

特定非営利活動法人

千葉県障害者就労事業振興センター 殿

事業所名	
住 所	
代表者	Ⓔ

(施設・事業所名) _____ は、特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター(以下、「振興センター」という。)に販売を委託するに当たり、振興センターの定める品質保証規定(補則を含める)に定められた諸規定等に対応し、商品品質を維持するための体系の整備の状況について次の通り報告します。

委託販売品目	品 名	製造開始年月	製造・仕入区分
		年 月 頃	全加工・半製品加工・仕入
		年 月 頃	全加工・半製品加工・仕入
		年 月 頃	全加工・半製品加工・仕入
		年 月 頃	全加工・半製品加工・仕入
		年 月 頃	全加工・半製品加工・仕入

プロセス	内 容		摘 要
仕入管理	受入検査	有・無	
工程管理	作業室	有・無	
	製造設備	有・無	
	利用者の状態に合わせた治具	有・無	
	加工手順書(マニュアル)	有・無	
	施設・事業所・設備の清掃手順書	有・無	
	工程管理表	有・無	
	工程検査	有・無	
品質管理	品質責任者	有・無	
	品質管理手順書	有・無	
出荷管理	出荷のための車輛	有・無	
	出荷検査	有・無	
法令義務の届 出	()	済・未	
	()	済・未	
	()	済・未	

(付2.)

工 程 管 理 表 (見本)

施設名	
品 名	
工程名	

●作業にあたって注意事項

ロットNo.	加工予定日	加工日	予定数量	実績数量	不良数	不良内容	作業者	検査者

(付3.)

不適合報告書

- 内部発見不適合
- お客様指摘不適合(苦情)

承認	作成

I 発見・受付者		No. ー
発生日	年 月 日	

1. 不適合の内容	件名			
	顧客名		品名	
概要;				
2. 発見・受付者 コメント				



承認	照査	作成

II 原因者	<input type="checkbox"/> 振興センター <input type="checkbox"/> 施設
受理年月日	年 月 日

3. 不適合発生の 状況 ①何故、何処で、何が 起こったか ②損失規模の大きさ	製造日	年 月 日	(施設・事業所名)	
4. 原因の分析 (1)技術的原因 ①発生原因 ②流出原因 (2)管理的原因 ①発生を防止出来な かった原因 ②流出を防止出来な かった原因				
5. 応急処置 ①不良品の処置 ②当面の対策	処置日	年 月 日	処置者	
6. 是正処置 ①再発防止対策 ②流出防止対策 ③水平展開状況	期限	年 月 日		



7. 効果の確認 (管理責任者)	確認日		確認者	